付録-1 定期点検の実施にあたっての一般的な注意点

1.	用語の	説明 ・			• • •				 	• •	 • •	 	•	 	• 1
2.	定期点	検を行うに	あたっ゛	ての一角	设的留	7意事項	Ĩ								
	(1)	定期点検の													
	(2)	頻度につい													
	(3)	体制につい													
	(4)	状態の把握													
	(5)	部材の一部	3等で近	接目視	により	うない。	ときの	扱い			 	 		 	• 6
	(6)	橋の健全性	この診断	たつい	て				 		 	 		 	• 7
	(7)	部材単位の	健全性	の診断	を行	う場合の	の留意	事項			 	 		 	• 7
	(8)	定期点検に													
	(9)	措置につい							 		 	 •		 	11
	別紙	1 定期点	命項目の)例											
	付	表一1 部位	7. · 部材	区分と	変状の	の種類の	の標準	i	 		 			 	12
		図-1 部杉													
		2 様式1 #		• • •											
	/ 4/1/	9	• • •												

付録1 定期点検の実施にあたっての一般的な注意点

1. 用語の説明

(1) 定期点検

定期点検は、定期点検を行う者が、近接目視を基本として状態の把握(点検^{*1})を行い、かつ、道路橋毎での健全性^{*2}を診断することの一連を言い、予め定める頻度で、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行うものである。

※1 点検

道路橋の変状、道路橋にある附属物の変状や取付状態の異常について近接目視を基本として状態の把握を行うことをいう。必要に応じて実施する、近接目視に加えた打音、触診、その他の非破壊検査等による状態の把握や、応急措置*3を含む。

※2 健全性の診断

次回定期点検までの措置の必要性についての所見を示す。また、そのとき、所見の内容を法令に規定されるとおり分類する。

※3 応急措置

道路橋の状態の把握を行うときに、第三者被害の可能性のあるうき・剥離部や腐食片などを除去したり、附属物の取付状態の改善等を行うことをいう。

(2) 措置

定期点検結果や必要に応じて措置の検討のために追加で実施する各種の調査結果に基づいて、道路管理者が、道路橋の機能や耐久性等の維持や回復を目的に、監視、対策を行うことをいう。具体的には、定期的あるいは常時の監視、対策(補修・補強)、撤去などが例として挙げられる。また、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めなどがある。

(3) 監視

監視は、対策を実施するまでの期間、道路橋の管理への活用を予定し、予め決めた箇所の挙動等を追跡的に把握することをいう。

(4) 記録

定期点検、措置の検討などのために追加で行った各種調査の結果、措置の

結果について、以後の維持管理のために記録することをいう。

2. 定期点検を行うにあたっての一般的留意事項

(1)定期点検の目的について

- 定期点検では、道路橋の現在の状態を把握するとともに、次回の定期点検 までの措置の必要性の判断を行う上で必要な技術的所見を得るため、少な くとも、道路橋毎の健全性の診断結果が提示される必要がある。
- 道路橋の定期点検の主な目的として、以下の3点が挙げられる。
 - 道路橋が本来目的とする機能を維持し、また、道路利用者並びに第三者が、道路橋や附属物などからのボルトやコンクリート片、腐食片などの落下などにより安全な通行を妨げられることを極力避けられるように、適切な措置が行われること。
 - 道路橋が、道路機能の長期間の不全を伴う落橋やその他構造安全上の 致命的な状態に至らないように、次回定期点検までを念頭にした、措 置の必要性について判断を行うために必要な技術的所見を得ること。
 - 道路の効率的な維持管理に資するよう道路橋の長寿命化を行うにあたって、時宜を得た対応を行う上で必要な技術的所見を得ること。

状態の把握の方法や記録の内容について様々な判断や取捨選択をするに あたっては、これらの定期点検の目的が達成されるよう、道路橋毎に行 う。

■ 道路管理者の職員が状態の把握から健全性の診断までの一連を行う者である場合も含めて、定期点検を行った者の所見や健全性の診断結果は、道路管理者への1次的な所見である。後述の措置における注意事項にて補足するとおり、次回定期点検までの措置の必要性の最終的な判断や措置方法は、道路管理者が総合的に検討するものである。

(2)頻度について

■ たとえば、補修工事などに際して、定期点検を行う者が、法令を満足するように、補修箇所だけでなく道路橋の各部の状態を把握し、道路橋の健全性の診断を行ったときには、次回の定期点検は、そこから5年以内に行えばよい。

(3)体制について

■ 本編及び付録や参考資料の内容は、定期点検を行う者に求められる少な

くとも必要な知識や技能の例として参考にできる。

■ 加えて、国土交通省の各地方整備局等が道路管理者を対象としてこれまで 実施してきている研修のテキストや試験問題例が公表されている。これら が含む内容は、定期点検を行う者に求められる少なくとも必要な知識と技 能の例として参考にできる。

(4)状態の把握について

- できるだけ適切に状態の把握を行うことができるように、現地にて適切な 養生等を行ったり定期点検を行う時期を検討したりするのがよい。 (例)
 - 砂等の堆積や植生等がある場合は、取り除いてから状態の把握を行う のがよい。
 - 腐食片、うき・剥離等がある場合は、取り除いてから状態の把握を行 うのがよい。
 - 腐食片等が固着して腐食深さが把握できないことがあるので、かき落とすなどしてから状態の把握を行うのがよいときの例を示す。





• 桁の外側と内側で損傷の見え方が違う場合があるときの例を示す。



部材の交差部で、腐食程度が確認しにくい場合があるときの例を示す。





- 積雪や出水に伴う流出物等により直接目視できる範囲が狭まるときもあるので、定期点検の実施時期を適切に設定するのがよい。たとえば、 用排水路や河川を交差する橋梁においては、耕作期は用排水路の水位が常時高かったり、出水期には橋脚基礎の周辺地盤や躯体の損傷部が深く水没していることも想定されるため、渇水期など、近接目視を基本とした状態の把握ができるだけ広範囲に可能な時期に行うのがよい。
- 前回定期点検からの間に、道路橋の状態にとって注意すべき出水や地 震等を受けた道路橋では、災害の直後には顕著に表れない変状が把握 されることを念頭に状態の把握を行うのがよい。
- 道路橋の状態の把握にあたっては、道路橋の変状が必ずしも経年の劣化や外力に起因するものだけではないことに注意する必要がある。たとえば、以下のような事項が道路橋の経年の変状の要因となった事例がある。 (例)
 - 変状は、道路橋の各部における局所的な応力状態やその他の劣化因子に対する曝露状況の局所的な条件にも依存する。これらの中には設計時点では必ずしも把握できないものもある。
 - これまで、施工品質のばらつきも影響のひとつとして考えられる変状 も見られている。たとえば、コンクリート部材のかぶり不足や配筋が 変状の原因となっている例もある。
- 本体構造のみならず、たとえば、周辺又は背面地盤の変状が道路橋に影響を与えたり、附属物の不具合が道路橋に影響を与えたり、添架物の取付部にて異種金属接触腐食が生じていたり、係留等が部材に悪影響を与えたりなどしている事例もある。
- 道路橋の健全性の診断にあたって必要な情報の中には、近接しても把握できない部材内部の変状や異常、あるいは直接目視することが極めて困難な場合もある。その場合、定期点検を行う者が必要な情報を得るための方法

について判断する。また、健全性の診断にあたって技術的な判断の過程を明らかにしておくことが事後の維持管理には不可欠である。

■ 道路橋毎の健全性の診断を行うにあたって、近接目視で把握できる範囲の 情報では不足するとき、触診や打音検査等も含めた非破壊検査等を行い、 必要な情報を補うのがよい。

(例)

- ボルトのゆるみや折損なども、目視では把握が困難な場合が多く、打音等を行うことで初めて把握できることが多い。
- コンクリート片や腐食片等の落下や附属物等の脱落の可能性なども、 目視では把握が困難であり、打音等を行うことで初めて把握できるこ とが多い。特に、剥落対策工がされている場合には、対策工の内部の コンクリートの状態について、触診や打音検査等を行うなど、慎重に 行うのがよい。
- PC 床版橋等の間詰材の落下の可能性や、落下対策済み箇所における対策工の変状やその内部での間詰材の変状に起因する落下の可能性は目視では把握が困難な場合が多く、打音等を行うことで初めて把握できることが多い。特に、落下対策工がすでにされている場合に間詰部が対策工ごと落下する可能性については、慎重に状態の把握を行うのがよい。
- 他の部材等の変状との関係性も考慮して、道路橋の変状を把握するとよい。 (付録2も併せて参照のこと)

(例)

- 舗装の変状が床版、主桁、支承等の変状と関連がある場合がある。
- 伸縮装置や支承の変状が、下部構造の移動と関連がある場合がある。
- 水みちの把握のためには、複数の箇所の状態を把握するのがよい。
- 狭隘部、水中部や土中部、部材内部や埋込部、補修補強材料で覆われた部材などにおいても、外観から把握できる範囲の情報では状態の把握として不足するとき、打音や触診等に加えて必要に応じて非破壊検査や試掘を行うなど詳細に状態を把握するのがよい。たとえば次のような事象が疑われる場合には、適切に状態を把握するための方法を検討するのがよい。(付録2も併せて参照のこと)

(例)

- トラス材の埋込部の腐食
- グラウト未充てんによる横締め PC 鋼材の破断
- 補修補強や剥落防止対策を実施したコンクリート部材からのコンクリート塊の落下

- 水中部の基礎周辺地盤の状態(洗掘等)
- パイルベント部材の水中部での腐食、孔食、座屈、ひびわれ
- 舗装下の床版上面のコンクリートの変状や鋼床版の亀裂
- 変状の種類、部材等の役割、過去の変状の有無や要因などによっては、打音、触診、その他必要に応じた非破壊検査を行うなど、慎重に状態を把握する必要がある道路橋もある。このようなものの例を以下に示す。 (例)
 - 過去に生じた変状の要因として、疲労による亀裂、塩害、アルカリ骨材反応等も疑われる道路橋である。
 - 道路橋の表面や添架物・附属物からの落下物による第三者被害の恐れがある部位である。
 - 部材埋込部や継手部などを含む部材である。
 - その機能の低下が橋梁全体の安全性に特に影響する、重要性の特に高い部位(たとえばガセット、ケーブル定着部、ケーブル等)である。
 - 過去に、耐荷力や耐久性の低下の懸念から、その回復や向上のための 補修補強が行われた履歴がある部材である。
- 打音・触診に加えて機器等を用いてさらに詳細に状態を把握する場合には、 定期点検を行う者が機器等を選定すること。また、機器等で得られた結果 の利用にあたっては、機器の提供する性能並びに性能の発揮条件などを考 慮し、適用条件や対象、精度や再現性の範囲で用いること。なお、機器等 が精度や再現性を保証するにあたって、あらゆる状況や活用方法を想定し た使用条件を示すには限界があると考えれば、利用目的や条件に応じた性 能を現地でキャリブレーションするなども有効と考えられる。

(5)部材の一部等で近接目視によらないときの扱い

- 自らが近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると 定期点検を行う者が判断した場合には、その他の方法についても、近接目 視を基本とする範囲と考えてよい。
- その他の方法を用いるときは、定期点検を行う者が、(1)の定期点検の目的を満足するように、かつ、その方法を用いる目的や必要な精度等を踏まえて適切に選ぶものである。必要に応じて遡って検証ができるように、近接目視によらないとき、その部位の選定の考え方や状態把握の方法の妥当性に関しての所見を記録に残すようにするとよい。
- なお、健全性の診断を行うにあたって必要があれば、さらに詳細に状態を 把握する。
- ■「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」には、参考資

料が対象とする構造に特化したときに、近接目視を行う部位と行わない部位の選定の考え方や、近接目視を行わない場合の状態の把握の方法の例を具体的に示している。各道路管理者が定期点検要領等を定めるときに、適 官参考にすることができる。

(6)橋の健全性の診断について

- 橋の健全性の診断を区分するにあたっては、必要に応じてそれぞれの道路 管理者における区分を行ってもよい。ただし、法令の定めに基づき、表-5.1 の判定区分を用いても区分しておく。表-5.1 の区分は、道路橋の管理者が 保有する道路橋全体の状況を把握すること、及び、各道路管理者の区別無 く、我が国の道路橋の措置の必要性の現状を総括することを念頭にしてい る。
- たとえば判定区分を II や III とするときには、同じ判定区分の構造物の中でもできるだけ早期に措置を行うのがよいものがあれば、理由とともに所見として別途記載しておくのがよい。
- 状態に応じて、さらに詳細に状態を把握したり、別途専門的知識を有する 者の協力を得て判定を行うことが必要な場合もある。
- 非破壊検査又はその他さらに詳細に調べなければ、I~IVの判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに必要な非破壊検査等を行い、その結果を踏まえてI~IVの判定を行うこととなる。このときIIIとするかIVとするかについて判断に迷う場合には、安全を優先し、非破壊検査等よりも先に緊急に必要な措置をとることが必要な場合もある。
- この他、(7)及び付録2も参考にするのがよい。

(7)部材単位の健全性の診断を行う場合の留意事項

- 多くの道路管理者でこれまで行ってきているとおり、部材単位で措置の必要性について診断しておくことは、その後の措置等の検討において有用なものである。
- 部材に変状があるとき、それが道路橋の構造安全性や耐久性に与える影響は、道路橋の部材構成、部材の種別や構造に応じて異なる。そこで、部材単位の健全性の診断を行うときには、部材種別を区分単位として考慮するとよい。表-1 に、部材種別として少なくとも区分しておくとよいと考えられる例を示す。(付録 1 別紙 1 定期点検項目の例を併せて参照するとよい)

■ なお、表-1 のその他については、道路橋、その安定等に影響を与える周辺地盤、附属物など、道路橋の性能や機能、並びに、その不全が利用者や第三者の安全に関連するものを全て含む概念である。

表-1 部材区分の例

	上部構造	± =	下部構造	士 -	その他		
主桁	横桁	床版	1、小伸地	支承部	ての他		

■ 定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や変状の種類に応じて異なることが考えられる。そこで、同じ部材に複数の変状がある場合には、措置等の検討に反映するために変状の種類毎に判定を行うとよく、たとえば、表-2 に示すような変状の種類を少なくとも含むようにするとよい。(付録 1 別紙 1 定期点検項目の例)

表-2 変状の区分の例

材料の種類	変状の種類						
鋼部材	腐食、亀裂、破断、その他						
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他						
その他	支承の機能障害、その他						

- なお、表-2 のその他については、道路橋の性能に関連するものを全て含む概念である。
- たとえば、コンクリート部材の変状の例として鋼材露出・腐食、漏水、遊離石灰の析出などもあるが、表-2 では、ひびわれ又は床版ひびわれで代表できることが多い。このとき、一緒に確認されたその他の変状の存在についても記録に残すのがよい。
- 部材等の健全性の診断の区分は、各道路管理者で定めることができる。一方で、最終的に、道路橋としての健全性の診断結果を表-5.1 の区分にすることを考えれば、部材単位においても健全性の診断結果を表-5.1 の区分でも分類し、記録しておくとよい。
- 部材単位で健全性の診断を行っているときに、健全性の診断の区分を表 -5.1 のとおりとしておくことで、橋の健全性の診断においても、構造物の 安全性や定期点検の目的に照らして橋の性能に直接的に影響を与える部 材(以下、主要な部材という)に着目して、最も厳しい健全性の診断結果 で代表することもできる。ただし、それが橋の健全性の区分として代表し

得るものかどうかを適切に判断する必要がある。主要な部材になり得る部材として表-1 に示した主桁、横桁、床版、下部構造、支承などが例としてあげられるが、たとえば、支承については、橋の性能に与える影響は、橋や支承の構造、支承に期待する機能によっても異なる。その他の部材についても、たとえばそれに含まれる周辺地盤の安定が大きく橋の安定に影響を及ぼすこともある。したがって、定期点検を行う者が橋毎に主要な部材を判断することになり、画一的に部材種別を当てはめないことが必要である。

- 道路橋毎又は部材毎の健全性の診断を行うにあたっては、当該部材の変状が道路橋の構造安全性に与える影響、混在する変状との関係性、想定される原因(必ずしもひとつに限定する必要はない)、今後の変状の進行、変状の進行が橋の構造安全性や耐久性に与える影響度合いなどを見立てる必要がある。また、たとえば、他の部材の変状との組み合わせによっては、着目する部材が道路橋に与える影響度が変わることもある。
- さらには、道路橋の構造、置かれる状況、変状の種類や発生箇所も様々であることから、特定の部材種別や変状種類毎に画一的な判定を行うことはできない。そこで、定期点検の質の確保のためには、定期点検を行う者を適切に選定する必要がある。

(8)定期点検における記録について

- 記録様式や内容・項目は、道路管理者毎に検討・設定することになる。
- 定期点検の目的に照らせば、少なくとも、道路橋としての措置の必要性に 関する所見及び道路橋としての健全性の診断区分が網羅される必要があ る。また、これに加えて、その根拠となるように、道路橋の状態を代表す る事象を写真等で保存するのがよい。
 - これは、定期点検が適正に実施されたことの最低限の証明としての観点も含む。
 - この観点からは、付録1別紙2の様式1様式2は、情報として少なくとも含んでおくとよい内容を様式の形で例示したものである。定期点検中に応急措置を実施した場合には、応急措置の前の状態も健全性の診断の根拠となるので、記録しておくとよい。
 - この他に、主要径間の構造形式や径間毎の構造形式も記録しておくと、 その後の維持管理において有用である。
- 上記に加えて、道路橋の健全性の診断において着目した変状を抽出し、俯瞰的に把握できるようなスケッチを残したり、主要な変状の写真毎に種類や寸法・範囲の概略を残しておくと、次回の定期点検や以後の措置の検討

等で有用な場合も多い。

- この目的のためには、道路橋の健全性の診断や以後の調査等で特に着目した方がよい変状の位置、種類、大まかな範囲等を、手書きでもよいのでスケッチや写真等で残すと有用である。
- なお、必要に応じて、変状の範囲・程度(たとえばひびわれの起点、 終点など)の観察などを目的として記録を残す場合には、求める内容 に応じて、スケッチの内容や方法を決めることになる。
- 部材単位での健全性の診断が行われているときには、部材単位で、変状があるときにはその写真と、所見を保存しておくとよい。
 - この場合、情報量が膨大になることや、殆どの場合にそれらの記録を 電子情報として保存することも考えれば、部材番号図を作成し、部材 番号に紐付けて、部材種類や材料、観察された変状の種類や概略寸法、 措置の必要性に関する所見などを記録することで、記録の利活用がし やすいと考えられる。
- 健全性の診断にあたって複数の変状の位置関係を俯瞰的に見られるよう にするために、適当な展開図を作るなども有用である。
 - 前述のとおり、必要に応じて、変状の範囲・程度(たとえばひびわれの起点、終点など)の観察などを目的として記録を残す場合には、求める内容に応じて、記録項目や方法を決めることになる。
 - 定期点検に併せて作成する方法も考えられるし、対策の検討の一環として行うことも考えられる。
 - 求める精度や利用目的、作業時間や経済性、処理原理等に応じた特性 について明らかにした上で、機器等の活用や展開図でない表示形態も 検討するとよい。
- 一方で、法令では求められていなかったり、道路橋や部材の健全性の診断 のためには必須ではなかったりするものであっても、道路管理者毎に定め る目的に応じて、様々な方法で多様なデータを取得し、保存することは差し支えない。

(例)

- 道路管理者によっては、道路橋の重要度や規模等を考慮して分類した 道路橋群の維持管理の中長期計画を検討する基礎資料として、近接目 視を基本とした健全性の診断とは別に、部材毎の外観を客観的かつ一 定の定型的な方法で分類、記号化し、体系的に保存することも行われ ている。
- この目的のためには、たとえば「道路橋に関する基礎データ収集要領 (案) 平成 19 年 5 月 国土交通省国土技術政策総合研究所」にお

ける損傷程度の評価区分、部材区分や部材毎の評価単位が参考にできる。定量的かつ客観的に変状を記録できるので、材料・部材・環境条件の違いや道路橋毎の状態変化の違いなどに対する客観的な分析に適する。これを参考にするときに、内容を適宜取捨選択することは差し支えない。

■ 以上について、道路管理者独自の記録様式を作ることは差し支えない。

(9)措置について

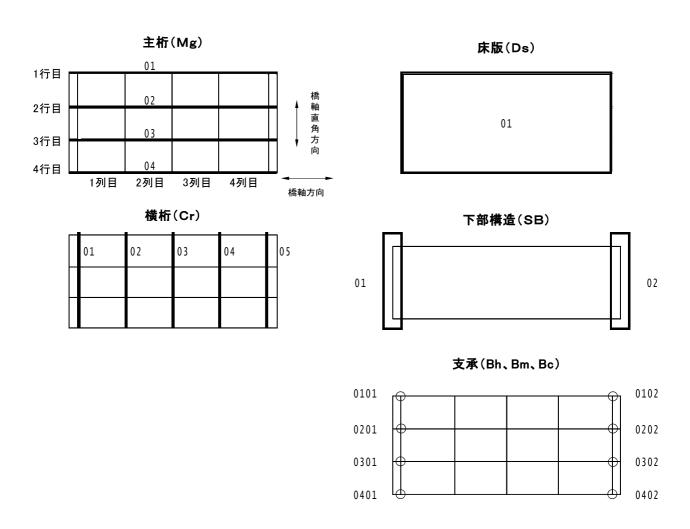
- 定期点検結果を受けて措置の内容について検討することは、この要領における定期点検の範囲ではない。
- 直接補修補強するということではなく、たとえば当該変状について進行要因を取り除くなど状態の変化がほぼ生じないと考えられる対策をした上で、変状の経過を監視することも対策の一つと考えてよい。
- 突発的に致命的な状態に至らないと考えられる場合に、または、仮支持物による支持やバックアップ材の設置などによりそのように考えることができる別途の対応を行った上で、着目箇所や事象・方法・頻度・結果の適用方法などを予め定めて挙動を追跡的に把握し、また必要に応じて、予定される道路管理上の活用のための具体の準備を行っておくことで、監視は、措置の一つと位置付けできる。監視のためには、機器等の活用も必要に応じて検討するとよい。また、各種の定期又は常時のモニタリング技術なども、必要に応じて検討するとよい。
- 対策の実施にあたっては、期待どおりの効果を必ずしも発揮しない場合も あることも前提として、対策後の状態の把握方法や健全性の診断の着眼点、 状態把握の時期などを予め定めておくとよい。
- 同じ道路橋の中に措置の必要性が高い部材と望ましいという部材が混在 する場合には、足場等を設置する費用等を考えれば、どちらも包括的に措 置を行うのが望ましいこともある。
- 判定区分Ⅲである道路橋や部材については次回定期点検までに措置を講ずべきである一方で、判定区分Ⅱである道路橋や部材は、次回定期点検までに予防保全の観点からの措置を行うのが望ましいものである。そこで、健全性の診断がⅡとなっている複数の道路橋について措置を効率的に進めていくにあたっては、道路管理者が、構造物の特性や規模、変状の進行が道路橋に与える影響などを考慮して優先度を吟味することも有効である。

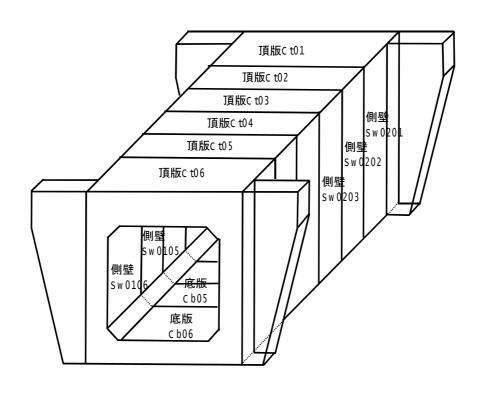
別紙1 定期点検項目の例

付表-1 部位・部材区分と変状の種類の標準

並7/☆ - 女	7 + +1\(\sigma \L)	対象を	とする項目(変状の	D種類)
□ □ 13.177 <u>□</u> □1	部位:部材区分		鋼 コンクリート	
	主桁	腐食	ひびわれ	
	横桁	亀裂	床版ひびわれ	
上部構造	縦桁	破断	その他	
	床版	その他		
	その他			
			ひびわれ	
	橋脚		その他	
下部構造	橋台			
	基礎			
	その他			
支持	承 部			支承の機能 障害
路	上			
70	D他			

※灰色ハッチは表-1部材区分の例でその他に区分されているものを示す。





付図一1 部材番号例

橋梁名•所在地•管理者名等

	路線名		起点側網皮	Ο° ×′ Δ″	橋梁ID	
				経度	□° ∇′ ⊚ ″	
〇〇橋 (フリガナ)マルマルバシ	県道〇〇	〇〇県△△市□□地先				
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
○○県○○振興局○○土木事務所	2013.5.〇	市道	有	一般道	二次	水道管

部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)

定期点検者 (株)〇〇 $\Delta\Delta$ $\Pi\Pi$

定期点検時	に記録			応急措置後に記録					
部材名		判定区分 (I ~Ⅳ)	変状の種類 (II以上の場合 に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	応急措置後の 判定区分	応	急措置内容	応急措置及び 判定実施年月日	
上部構造	主桁	П	腐食	写真1、主桁02	I			2013.5.〇	
	横桁	П	腐食	写真1、横桁02	I			2013.5.〇	
	床版	Ш	ひびわれ	写真2、床版O1	II			2013.5.〇	
下部構造		I							
_ 支承部		I							
その他									

道路橋毎の健全性の診断(判定区分 I ~ IV) 定期点検時に記録

(判定区分) (所見等)

(適切に記載する)

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員					
1984年	107m	11.8m					
橋梁形式							
○径間連続鋼○桁橋、○式橋台2基、○式橋脚2基							



床版01 (判定区分: 判定区分 上部構造(床版) 下部構造 別紙2様式1様式2 状況写真(損傷状況) 〇部材単位の判定区分がII、II又はIVの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。 〇写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。 上部構造(主桁、横桁)【判定区分: II】 写真2 主桥02、横桥02 判定区分: 支承部